

「平成24年度火山砂防事業評価検討委員会」規約

(名称)

第1条 本会は、「平成24年度火山砂防事業評価検討委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、「砂防事業等の新規事業採択評価実施要領細目」第2に規定する火山砂防事業の評価及び今後の整備における課題の審議・検討を行う。

(委員、委員長)

第3条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。
2 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。
3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事)

第4条 委員会は委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2 委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料、議事概要)

第5条 委員会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
2 委員会における議事概要については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。
2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、平成24年1月20日から施行する。